

給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和7年11月11日（火） 8:30 ～ 8:40

開催場所：総理大臣官邸3階南会議室

出席者：木原 稔 内閣官房長官
松本 尚 国家公務員制度担当大臣
片山 さつき 財務大臣
上野 賢一郎 厚生労働大臣
城内 実 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
林 芳正 総務大臣
尾崎 正直 内閣官房副長官
佐藤 啓 内閣官房副長官
露木 康浩 内閣官房副長官
岩尾 信行 内閣法制局長官

議事内容：

○木原官房長官：ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。

8月7日に行われた人事院勧告を受けての国家公務員の給与の取扱いについては、同日に第1回の会議を開催し、御協議いただいたところではありますが、各府省におけるその後の検討を踏まえ、御意見をお伺いし、取りまとめを行いたいと存じます。

始めに、給与担当大臣である国家公務員制度担当大臣から御発言をお願いします。

○松本国家公務員制度担当大臣：一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、人材確保や職員全体の適正な処遇の確保の観点からも、勧告どおり改定する方針を決定し、早期に実施することが適当です。

特別職の国家公務員の給与については、一般職の国家公務員の給与改定に準じて取り扱うことが適当です。

また、総理の指示を踏まえ、閣僚等が、国会議員の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与については、当分の間、支給しないこととします。

○木原官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○片山財務大臣：人事院勧告制度の趣旨や、物価上昇を上回る賃上げに向け、継続的に賃上げができる環境を整えるといった経済政策の方向性などを勘案し、国家公務員の人材確保が喫緊の課題であることも踏まえ、政府全体として効率化が求められていることに留意しつつ、今回の勧告どおり給与改定を実施することに異存はございません。

○木原官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。

○林総務大臣：地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されれば、地方公務員法の定めるところにより、国家公務員の給与等を考慮し

て決定すべきものであると考えます。

また、地方公共団体における給与の適正化や適正な定員管理につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○木原官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○上野厚生労働大臣：本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識をしております。

私としましては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、本日の会議において、勧告どおり給与改定を行う方針を決定することが適当であると考えます。

○木原官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。

○城内経済財政政策担当大臣：本年の人事院勧告は、民間企業における賃上げの動きと整合的なものであり、実質賃金の継続的上昇の定着に寄与することを通じ、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現に資するものと認識しております。

人事院勧告の趣旨を尊重するとの基本的立場も踏まえると、勧告どおり給与改定を実施する方針を決定することが適切であると考えます。

○木原官房長官：他に御意見のある方は御発言をお願いいたします。

それでは、御意見も出尽くしましたので、これまでの検討状況を踏まえ、お配りいたしました閣議決定案及び内閣官房長官談話案についてお諮りをしたいと思います。

これらについてご了承いただけますでしょうか。

（一同了承）

それでは、これらの案については御賛同をいただいたものとして所要の手続を進めることといたします。

それでは、給与関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

以 上